

西脇市生活安全条例（案）の解説

（目的）

第1条 この条例は、犯罪、事故、災害等から市民生活の安全を確保する上で必要な基本理念を定め、市の責務等を明らかにすることにより、市民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりを推進することを目的とする。

【解説】

犯罪、事故、災害その他市民生活に悪影響を及ぼすような不安、脅威及び危険にさらされることなく、安全で安心して暮らすことができる地域社会は、全ての市民の願いです。

この条例案は、市民生活の安全を確保する上で必要な基本理念を定め、市の責務と市民、事業者の役割を明らかにすることにより、三者が一体となって、市民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりを推進することを目的として制定するものです。

（基本理念）

第2条 市、市民及び事業者は、地域社会の構成員として相互に助け合い、協働することにより、全ての市民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 市、市民及び事業者は、市民生活の安全を確保する上で自立の精神に支えられた良好な地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動を育むよう努めなければならない。

【解説】

本条は、この条例案の基本的な考え方を定めたものです。

第1項では、市、市民及び事業者が地域社会の一員であることを自覚し、互いに助け合い、協働することにより、市民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりを推進するよう努めることを定めています。

第2項では、市民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりを推進するに当たっては、「自分の安全は自分で守る」「地域の安全は地域で守る」といった自立の精神に支えられた地域社会の重要性を認識することで、お互いの顔が見える関係性を構築し、地域が一体となった様々な地域活動を育むよう努めることを定めています。

【参考】

◆「市民」とは、西脇市自治基本条例第2条第1号の規定によるものとしています。

(1) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むもの並びに市の政策等に直接利害関係を有すると市長が認めるものをいいます。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる事項について必要な施策を実施するものとする。

- (1) 安全意識の啓発及び情報提供に関すること。
- (2) 安全なまちづくりを推進する活動に対する支援に関すること。
- (3) 市民生活の安全を確保するための環境整備に関すること。
- (4) その他安全なまちづくりを推進するために必要な事項

2 市は、前項の規定により施策を実施するに当たっては、援護を必要とする高齢者、障害者、子ども等に配慮した施策が実施されるよう努めるとともに、関係する機関及び団体との連携を図るものとする。

【解説】

第1項では、市民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりの実現のために、第1号から第4号までの様々な施策を市が実施することを定めています。

第1号では、地域に出向いた出前講座等による安全意識の啓発や、広報にしわき、市ホームページ等を活用した情報提供を行うことを定めています。

第2号では、防犯活動等を行う団体等に活動支援を行うことを定めています。

第3号では、道路環境の整備や相談業務の体制充実といった市民生活の安全確保のための環境整備を行うことを定めています。

第4号では、第1号から第3号に定めることのほか、安全なまちづくりを推進するために必要な施策を実施することを定めています。

第2項では、施策を実施するに当たっては、犯罪、事故、災害等の被害を受けやすい高齢者、障害者、子ども等に配慮した施策を実施するとともに、関係機関及び団体との連携を図ることを定めています。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、自らの生活の安全を確保するよう努めるものとする。

2 市民は、地域社会において実施される安全なまちづくりを推進する活動に積極的に参加するとともに、市が実施する安全なまちづくりを推進する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第1項では、市民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりの実現のために、犯罪、事故、災害等に関する問題を自分自身や地域のこととして捉え、「自分の安全は自分で守る」とともにその予防、軽減のために必要な知識の習得を行うよう努めることを定めています。

第2項では、市民が地域活動等に積極的に参加するとともに、市が行う施策に協力するよう努めることを定めています。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、前条に規定する役割を有するほか、基本理念にのっとり、自らの社会的責任を認識し、事業活動を行うに当たっては、市民生活の安全を確保する措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

事業者も市民の一員であり、市民の役割を有するとともに自らの社会的責任を認識しなければなりません。

事業活動を行うに当たっては、地域社会への影響が大きいことから、市民生活の安全を確保するため、犯罪、事故、災害等の被害を防ぐ措置を講ずるよう努めることを定めています。

(財政上の措置)

第6条 市は、市民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

施策の実効性の担保のひとつとして財源的な裏付けが必要ですが、市全体としての財政を勘案しつつ、施策の優先度と効果を十分検討したうえで、予算確保と効率的な執行に努めることを定めています。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

【解説】

この条例の効力がいつから発生するかを規定しています。